

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	令和7年度第4回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開会及び開会日時	令和8年2月12日(木) 午後1時30分から午後2時30分
開催場所	北本市役所 会議室3-F
議長氏名	会長 大島 映一
出席委員(者)氏名	和久津 英子、岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、福山 史江、若山 銀一郎、 稲木 勝英、森田 智子、伊藤 治、関根 治人、佐藤 道子、大島 映一、 飯田 直人
欠席委員(者)氏名	水野 稔、吉野 進午
説明者の職員氏名	保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真
事務局職員氏名	こども健康部長 小池 智子 保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主査 長谷川 知亮
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 挨拶</li> <li>3 議 事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報告事項について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 国保事業費納付金及び標準保険税率の本算定結果について</li> <li>イ 令和7年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について</li> </ul> </li> <li>(2) 協議事項について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和7年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について</li> <li>イ 令和8年度北本市国民健康保険特別会計予算(案)について</li> <li>ウ 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について</li> </ul> </li> <li>(3) その他</li> </ul> </li> <li>4 閉会</li> </ul>
配付資料	<p>会議次第</p> <p>資料1-1 令和8年度 国保事業費納付金・標準保険税率 【本算定】</p> <p>資料1-2 【参考】令和8年度 国保事業費納付金・標準保険税率比較表(秋の試算結果との比較)</p> <p>資料2 令和7年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要について</p> <p>資料3 令和7年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)の概要について</p> <p>資料4-1 令和8年度国民健康保険特別会計 歳入歳出予算(案)概要</p> <p>資料4-2 令和8年度国保特別会計当初予算(案)【歳入】前年度比較</p> <p>資料5-1 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等(案)について(答申)</p> <p>資料5-2 北本市国民健康保険税条例の一部改正(案)について</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開 会 北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件である過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立しますことを報告いたします。</p>
会 長	<p>○ 北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承された。 ○ 北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承された。</p> <p style="text-align: center;">【傍聴人なし】</p>
会 長	<p>2 挨拶 会長 大島 映一 氏 （一略一）</p>
事 務 局	<p>3 議 事 それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、議長を大島会長にお願いします。</p>
議 長	<p>(1) 報告事項について 次第にありますとおり、本日は、報告事項が2件、協議事項が3件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いします。 それでは、(1) 報告事項のア 国保事業費納付金及び標準保険税率の本算定結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>－資料1－1～1－2を示して説明－ （一略一）</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p> <p style="text-align: center;">【特に質疑等なし】</p>
議 長	<p>質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、イ 令和7年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>－資料2を示して説明－ （一略一）</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p> <p style="text-align: center;">【特に質疑等なし】</p>
議 長	<p>質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p>
議 長	<p>(2) 協議事項について 続きまして、(2) 協議事項のア 令和7年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	－資料3を示して説明－（一略－）
議長	ただいまの説明について質問はありますか。
	【特に質疑等なし】
議長	質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、イ 令和8年度北本市国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	－資料4－1～4－2を示して説明－（一略－）
議長	ただいまの説明について質問はありますか。
委員	歳入の繰入金が増えることは「貯金」が増えるような良いことと考えていたのですが、そのような認識でよろしいでしょうか。
事務局	繰入金自体は「貯金」ではなく、どちらかといえば、反対に「貯金」を取り崩すようなイメージです。低所得世帯の保険税の軽減、職員人件費、事務費等を計上し、法定のルールに基づいて、一般会計から特別会計に繰り入れるものとなります。
委員	歳出の保険給付費が令和7年度から令和8年度にかけて減少しています。被保険者数が減っているから保険給付費も減らすのだということなのかもしれませんが、高齢化が進展する中で医療費の総額は増えていくイメージがあります。今回の案で今後支障等が生じないのか、不安に感じます。
事務局	保険給付費については、過去3年間の実績と、令和7年度上半期の伸び率の状況から推計をしています。比較増減額を見ると非常に大きな金額が減少したようにも見えますが、増減率では0.6%の減となっています。なお、保険給付費については、仮に増減が生じたとしても、それに応じて県支出金の普通交付金も増減しますので、それで大半を賄うことができます。 そうしたことから、歳出の面では、保険給付費よりも、国民健康保険事業費納付金を払うための保険税収入が確保されているかが、より重要です。納付金の算定形式は、令和6年度からは、北本市単独ではなく、県全体の保険給付費の増減が納付金の増減に影響するものに変更となりました。その動きを捉えながら保険税収入と納付金のバランスを整える必要がありますので、今後は、県の示す標準保険税率を採用していくこととなります。
議長	ほかに質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、ウ 北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	－資料5－1～5－2を示して説明－（一略－）
議長	ただいまの説明について質問はありますか。
	【特に質疑等なし】
議長	ほかに質疑等はないようですので、各案件について整理したいと思います。

まず、報告事項のア及びイについては、「了承」とすることにしてよろしいでしょうか。

【「はい」という声あり】

議 長

それでは、報告事項について、「了承」といたします。  
続きまして、協議事項のアからウのそれぞれについて、「承認」とすることにしてよろしいでしょうか。

【「はい」という声あり】

議 長

(3) その他  
続きまして(3)その他について、事務局からお願いします。

事 務 局

—事務連絡— (一略—)

議 長

以上で、予定されていた全ての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。

副 会 長

4 閉 会  
副会長 佐藤 道子 氏 (一略—)

事 務 局

以上をもちまして、令和7年度第4回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。

了